**東京都の異議申し立て却下の決定に抗議する**

２０１５年７月１７日

とめよう「外環の２」ねりまの会

東京都は、１月２７日に ５００人を超える住民が提出した「外環の２」の都市計画変更決定に対する異議申し立てに対して「却下」の決定を行い、４月３日付けで一律に申し立て者に対して通知を行いました。

却下の理由として、東京都は「都市計画決定」しただけでは行政不服審査法を行使できる「行政庁の処分に当たらない」としており、その主な論拠として、「都市計画決定」にともなう「建築制限等」は「一般的・抽象的な制限にすぎず」事業認可を得るなどして始めて「具体的な権利・利益が損なわれる」からと述べています。

しかし、このような主張は「行政庁の処分」についての形式論にすぎず、私たちは到底受け入れることができません。

いうまでもなく、「都市計画決定」がなされれば、都市計画法５３条１項、同法５７条などの規定により具体的・実際的な権利制限が発生して、その「都市計画」が廃止されない限りこの制限は永遠に続くものです。現に、終戦直後に決定された数々の道路計画（都市計画）では現在も建築制限や先買い権などが続いており、このように「都市計画決定」の効力は何十年後までも影響を与え、都市計画決定で対象地域となった方々は、これらの制限の中での生活設計・人生設計を余儀なくされているのが現実です。

このような事実に照らして、都市計画決定されただけでは権利侵害が発生しないかのごとき主張は国民に等しく与えられている財産権の明白な侵害行為であり。その原因たる都市計画決定は、十分に行政不服審査法が想定している「処分行為」そのものなのです。

また、今回の「外環の２」練馬区部分３ｋｍ区間の都市計画変更決定に至る過程には、東京都に大きなゴマカシがあると言わざるを得ません。

　東京都は「外環の２」「大泉１ｋｍ区間事業認可」後には、「外環の２の残りの区間は一つの計画である」との説明を杉並や武蔵野市で開催されている「地上部街路に関する話し合いの会」（以下、話し合いの会と略）で幾度も行ってきました。そして、杉並、武蔵野の話し合いの会では今日に至るも「廃止」を含めた「外環の２の必要性」の議論が続いているにもかかわらず、平成２５年１２月、突如として練馬区部分の３ｋｍ区間について複数案なるものを一方的に発表、これに同調する練馬区とともに翌年５月には幅員縮小（４０ｍ→２２ｍ）の都市計画変更案を発表するに至りました。さらにこの過程での練馬区における意見のとりまとめに際しては、多数の住民の反対意見は無視したまま、前記変更案の決定を行ったのです。

　この間、私たちは「外環の２」を「不要」としてきてははいるが、幅員縮小して作ってくれなどとは一切要望しておりません。それは、「外環の２」が一部の人々の利益と便利さのために、生きるための必要条件である水、空気、生態系を著しく損なう道路だからです。

　このような背景を踏まえて、私たちは「行政庁の処分」としての「都市計画変更決定」が恒久的なものになることや、今後の他区市区間での「外環の２」の「あり方」の悪しき先例となることを危惧し、都市計画変更決定そのものを破棄して都市計画を廃止することを、行政不服審査法を活用して求めたのです。

　今回の理不尽な「却下」決定後も、私たちはあらゆる機会を通じて「外環の２」道路計画の廃止を求めて活動していくものです。